

東京税関の管轄区域に属する市川市の地域を定める告示

平成十七年四月一日財務省告示第一号

財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）第八十四条の規定に基づき、財務大臣が定める東京税関の管轄区域に属する市川市の地域は、市川市のうち原木及び原木一丁目から原木四丁目までとし、平成十三年一月六日から適用する。